

上越教育大学と信州大学との連携・協力に関する協定書

上越教育大学（以下「甲」という。）と信州大学（以下「乙」という。）は、それぞれの理念や特色を活かした連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う教員養成、教育、研究等における人的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、我が国及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） 教員養成の高度化に関すること
- （2） 共同研究その他教育・研究に関すること
- （3） 学生・教職員の交流に関すること
- （4） 施設・設備の相互利用に関すること
- （5） その他連携・協力に関する必要な事項

（連携推進協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事業を積極的かつ円滑に実施するため、必要に応じて連携推進協議会を開催するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間終了前に、その期間の連携・協力内容の評価を連携推進協議会において行い、両大学が合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

2 本協定は、前項の期間が終了したとき又は両大学双方若しくは一方が解約を申し出て、協議の上、合意が得られたときのいずれかにより終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有するものとする。

令和3年10月19日

上越教育大学長

林 泰成



信州大学長

中村宗一郎

